

喜連川社会復帰促進センター等運営事業

P F I 事業費の支払方法及び

P F I 事業費の支払額の改定

別紙 6 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定

1 P F I 事業費の構成

P F I 事業費は、国が事業者に支払う対価であり、運営開始準備業務及び維持管理・運営業務に係る一切の対価(光熱水費等を含む。)によって構成され、一体の対価として事業者を支払われる。

ただし、職員食堂における食材費、調理費等、購買における物品の対価、通信教育の受講料など、職員、受刑者又は面会人が直接負担する費用については原則として P F I 事業費に含めない。

<対価の構成要素>

ア 事業者管理資産の調達又は設置等に必要の初期投資費用

- ・事業者管理資産の調達又は設置に係る費用
- ・設備、什器・備品等の整備業務に伴う各種調査、申請等の業務等に要する費用
- ・事業者の開業に要する費用(公租公課、S P C 設立費用等を含む。)
- ・運営開始準備段階に事業者が発生する費用(資金調達コストの一部等)

イ 初期投資の回収に要する費用

- ・上記アについて、提案された金利()に基づく元利金等払いを想定した場合における金利相当額。借入金利に税引き前利益の一部を加えたもの。
()事業者が上記アの費用を賄うための調達する資金について、平成 19 年 1 月 15 日(銀行休業日の場合には翌営業日とする。)午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物(円/円)金利スワップレートに、事業者又は金融機関等による上乗せ金利(スプレッド)を加えた金利とする。

ウ 刑務所施設及び公務員宿舍の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)

エ その他費用

- ・維持管理・運営期間中における S P C 運営費、保険料等上記アからウ以外の費用及び税引き前利益の一部

2 P F I 事業費の支払方法

(1) 支払方法

ア P F I 事業費

国は、平成 20 年 1 月を第 1 回とし、平成 34 年 4 月を最終回として、年 4 回、全 58 回に分けて P F I 事業費を支払う。

各回の支払額は同一額を原則とする。

イ 消費税等

国は、P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額（消費税等相当額）を P F I 事業費と併せて支払う。

ただし、モニタリングの結果を受けて P F I 事業費が減額された場合には、増減後の P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額（消費税等相当額）を支払う。

（ 2 ）支払手続

国は事業者に各支払月の前四半期分に相当する P F I 事業費の支払額を通知し、事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から 30 日以内に P F I 事業費を支払う。

3 P F I 事業費の改定

（ 1 ）物価変動に伴う改定

ア 対象となる費用

1 ウの刑務所施設及び公務員宿舎の維持管理・運営に必要な費用（修繕を含む。）及び 1 エのその他費用

イ 改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 改訂指標の評価：毎年 4 月 1 日現在で確認できる指標とする。
 - ・ 対価の改定：原則として翌年度 4 月 1 日以降の刑務所施設及び公務員宿舎の維持管理・運営に必要な費用（修繕を含む。）の支払に反映させる。
- なお、対価の改定は、第 3 回目以降の支払について適用する。

ウ 改定方法

前回改定時の指標（改定がない場合は、平成 18 年 4 月 1 日現在で確認できる指標）に対して、現指標が 3 ポイント以上変動した場合には、刑務所施設及び公務員宿舎の維持管理・運営に必要な費用（修繕を含む。）及びその他費用の改定を行う。

- ・ 改定率
「企業向けサービス価格指数」 - その他諸サービス
(物価指数月報・日銀調査統計局)
- ・ 計算方法
前回改定年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$AP_p = AP_q \times (CSPI_{p-1} / CSPI_{q-1}) \quad \text{ただし} \quad |CSPI_{p-1} - CSPI_{q-1}| \quad 3$$

<条件>

p : 当該年度

q : 前回改定年度 (改定がない場合は初年度)

AP_p : p 年度の A 業務の対価

AP_q : q 年度の A 業務の対価

$CSPI_{p-1}$: (p-1) 年度の価格指数

$CSPI_{q-1}$: (q-1) 年度の価格指数

<計算例>

前回物価改定時 (又は初回支払時) である平成 19 年度の支払額が 100 万円, 平成 18 年度の指数が 90 で, 平成 22 年度の指数が 108 の場合:

平成 23 年度改定率 (平成 22 年度の物価反映)

$$= \text{平成 22 年度指数} [108] \div \text{平成 18 年度指数} [90] = 1.2$$

平成 23 年度の対価

$$= \text{平成 19 年度の対価} [100 \text{ 万円}] \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)

4 減額措置

モニタリングの結果, 要求水準の内容を満たしていないことが明らかとなったときは, 別紙 5 「モニタリング及び改善要求措置要領」により支払額の減額等を行う。

5 運営開始の遅延の場合における P F I 事業費の支払

第 45 条各号に定める場合 (以下「運営開始の遅延」という。) の P F I 事業費の支払に係る措置については, 次のとおりとする。なお, (1) ないし (3) のいずれの場合においても, 1 のア「事業者管理資産の調達又は設置等に必要初期投資費用」に相当する金額については, 維持管理・運営期間の開始前に事業契約が解除されない限り, 全額を P F I 事業費としての支払対象とする。

(1) 運営開始の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合

ア 1 のイ「初期投資費用の回収に要する費用」の取扱い

国は増加費用を負担せず, 事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには, 事業者に対する金融機関の融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し, 期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による事業者負担の軽減分を P F I 事業費の見直しに反映させる。

イ 1のウ「刑務所施設及び公務員宿舍の維持管理・運営に必要な費用」に相当する金額の取扱い

遅延した期間において維持管理・運営業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費のうち1のウ「刑務所施設及び公務員宿舍の維持管理、運営に必要な費用」に相当する金額分については、第43条第1項の規定により、PFI事業費をサービスの対価として支払う対象とならないため、PFI事業費総額から控除する。

ウ 1のエ「その他費用」に相当する金額の取扱い

遅延した期間において維持管理・運営業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費のうち1のエ「その他費用」に相当する金額分については、第43条第1項の規定により、PFI事業費をサービスの対価として支払う対象とならないため、PFI事業費総額から控除する。

(2) 運営開始の遅延が国の責めに帰すべき事由による場合

ア 1のイ「初期投資費用の回収に要する費用」の取扱い

国は、事業者が発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び事業者は、事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮等による利息額の減額分をPFI事業費の見直しに反映させることについて協議を行う。

イ 1のウ「本施設の維持管理・運営に必要な費用」に相当する金額の取扱い

上記(1)イと同様とする。ただし、当該遅延期間に維持管理・運営業務のために事業者が支出した費用、その他事業者の損害について、国に対して損害賠償請求として請求することは妨げられない。

ウ 1のエ「その他費用」に相当する金額の取扱い

上記(1)ウと同様とする。ただし、当該遅延期間に本契約を継続させるために事業者が合理的に支出した費用、その他事業者の損害について、国に対して損害賠償請求として請求することは妨げられない。

(3) 運営開始の遅延が不可抗力又は法令変更による場合

ア 1のイ「初期投資費用の回収に要する費用」の取扱い

国は、事業者が発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び事業者は、事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要な初期投資費用について金融機関

からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による事業者負担の軽減分を P F I 事業費の見直しに反映させることについて協議を行う。

イ 1 のウ「刑務所施設及び公務員宿舎の維持管理，運営に必要な費用」に相当する金額の取扱い

上記（1）イと同様とする。ただし、当該遅延期間に維持管理・運営業務のために事業者が支出した費用については、増加費用として別紙 8 又は別紙 9 に基づいた費用負担とする。

ウ 1 のエ「その他費用」に相当する金額の取扱い

上記（1）ウと同様とする。ただし、当該遅延期間に本契約を継続させるために事業者が合理的に支出した費用については、増加費用として別紙 8 又は別紙 9 に基づいた費用負担とする。

6 入札価格と落札価格の関連

入札価格は、入札書に記載された金額をもって落札価格とする（消費税等を含まない。）。

7 その他

本事業が、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資，低利子融資）の対象事業となる場合には、入札参加者は当該融資を利用することを前提として入札することは可能であるが、入札参加者は自らの費用と責任においてその活用を図ることとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、入札参加者の事業提案喚起及び落札された事業の安定性向上にあることから、国は、事業者が同行からの資金調達が可能となった場合であっても契約変更を行うことは想定していないが、当該融資を事業提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提として資金計画を立てる必要がある点に留意して事業提案を検討すること。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせること。